

## 災害等の発生が予測される場合の登降園等

台風時や地震時および梅雨時期における災害事故を防ぐため、この地方に**警報および東海地震注意情報**が発表された時の登降園について、次のようにとり決めていますのでご協力ください。

### ◆愛知県全域又は西部又は尾張・西三河北部に「暴風警報」が発令された場合

- ①**警報が発令されて午前6時まで**に解除された場合は、平常通り保育します。
- ②午前6時を過ぎ午前11時まで**に警報が解除された場合は**、午後1時より保育をはじめます。  
ただし、当園が危険な状態と判断された場合や災害等によって職員の出勤が不可能な場合は、休園といたします。（その場合は、メール等にてご連絡いたします。）
- ③午前11時まで**に警報が解除されない場合は**、当日の保育を中止します。
- ④園児が園にいる時に発令された場合は、速やかに迎えにきてください。
- ⑤注意報発令の場合にも気象変化に十分注意して、子どもの危険防止に努めてください。

### ◆愛知県全域又は西部又は尾張・西三河北部に大雨警報・洪水警報が発令された場合

園が危険な状態となった場合などの例外を除いて保育します。

### ◆登園する前に「東海地震注意情報」が発表された場合

園は保育を中止します。その後「**東海地震予知情報**」が発表されないことが判明するまでの間休園とします。「**東海地震予知情報**」が発表されないことが明確になった場合は、午後1時より保育をはじめます。ただし、午前11時以降に「**東海地震予知情報**」が発表されないことが明確になった場合は当日の保育は中止します。

### ◆保育時間中に「東海地震注意情報」が発表された場合

- ①「**東海地震注意情報**」が発表された場合は直ちにお子さんのお迎えをお願いします。  
「**東海地震注意情報**」が発表された場合、通信網の混雑等が予想されますので、園からはお迎えのお願い（連絡）ができない場合がありますが、マスコミを通じて大きく報道されますので、その情報を知った時は直ちにお迎えをお願いします。なお、いったん降園した後は「**東海地震予知情報**」が発表されないことが明確になっても当日の保育は再開しません。

### ◆給食について

- ①午前6時を過ぎ午前11時まで**に警報が解除された場合は**、当日の給食は中止になりますので各ご家庭で昼食を済ませてから登園してください。
- ②午前6時の時点で「**東海地震注意情報**」が発表されており、「**東海地震予知情報**」が発表されないことが明確にならない場合は、当日の給食を中止します。  
そのご、午前11時まで**に「東海地震予知情報」が発表されないことが明確になった場合は**、午後1時から保育を開始しますが、各ご家庭で昼食を済ませてから登園してください。